若 桐 会 会 則

第１章　総則

名　称

第１条　本会は　若桐会と称する。

事務局

第２条　本会は　事務局を東京都世田谷区松原２丁目１７番２２号
日本女子体育大学附属二階堂高等学校内に置く。

第２章　目的及び事業

目　的

第３条　本会は　日本女子体育大学附属二階堂高等学校の事業を後援し、母校と緊密な連携を保ちつつ会員相互の旧交を温め、親睦を図り合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

事　業

第４条　本会は　前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　会員相互の親睦及び向上を図る事業
２　会報の発行及び会員の名簿作成
３　母校の発展に協力するために必要な事業
４　その他　目的を達成するために必要な事業
５　会費の徴収

第３章　会計

収　入

第５条　本会の収入は次の通りとする。

１　納入する会費
２　寄付金
３　その他の収入

予算決定

第６条　本会の予算及び決算は、事業年度の前後に役員会の会議を経た上監査を受ける。

事業年度

第７条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第４章　役員

役　員

第８条　　本会は次の役員を置く

1　顧問（日本女子体育大学附属二階堂高等学校　校長）
2　会長１名
3　副会長２名
4　会計２名
5　会計監査２名（1名は日本女子体育大学附属二階堂高等学校教諭）

選　任

第９条　　役員の選任は会員総会に於いて行う。会長、副会長は、常任幹事会が推薦し総会の議決を持って決定する。他の役員は常任幹事会に於いて推薦し、会長が委嘱する。

任　期

第１０条　役員の任期は３年とする。但し再任を妨げない。
（欠員の補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。）

役員の任務

第１１条　本会の役員の任務は、次の通りとする。

1　会長は会務を統括しこの会を代表する。
2　副会長は、会長を補佐する。また、会長の職務を代行することができる。
3　幹事はそれぞれの卒業年度会員との連絡及び統合に当たる。
4　会計監査は、この会の会計を監査しその結果を幹事会・総会に報告する。

第５章　会　議

役員会

第１２条　会長は必要に応じ役員会を招集し議長となる。

第１３条　本会の最高意志決定機関として、会員総会を置き、総会は３年に１回を原則として会長が招集しその議長となる。
（但し、自然災害、感染症に於いて開催出来ない場合は、役員の承認とする）

第１４条　総会の成立は、出席会員を持って成立する。

議事録

第１５条　総会及び役員会の議長により指名された出席者の１名は、記録係として議事録を作成し、２名以上の出席者（内１名は役員）とともに記名・押印してそれを保存する。

第６章　会員及び会費

会　員

第１６条　本会の会員は、次の通りである。

１　会　員　　日本女子体育大学附属二階堂高等学校の卒業生

会　費

第１７条

１　会費は１万円とする。（終身会費）但し社会の経済的な変動などやむを得ない事情が生じた場合には、役員会の議決によりこれを変更することができる。

２　会費の納入があったときは、直ちに納入手続きを行い、関係者に領収書を発行する。

３　寄付金　随意

その他

１　住所等の個人情報につきましては若桐会で管理する。個人情報の第三者への譲渡・提供は致しません。

２　名簿の貸出しは、日本女子体育大学附属二階堂高等学校若桐会事務局に来校する。

３　住所録閲覧の際、使用者代表の氏名を記入し押印する。コピー代金を徴収する。

４　卒業生の氏名、住所は学校より提供を受けるものとする。

付　記

この会則は２０２３年９月９日より施行する。